

京都市訓令甲第26号

市 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表事務局長の項中第6号を削り、第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 1件5,000,000円以下の支出決定に関すること。

(6) 1件10,000,000円以下の負担金、補助金及び交付金に係る交付決定その他の決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表次長の項第4号中「の交付決定（本市の条例又は規則の規定による補助金にあっては、）」を「に係る交付決定」に改め、「を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)